

1 志賀 昇 議員

- 1 財政運営について
- 2 道の駅の整備について
- 3 地籍調査の実施について



1 財政運営について

国の経済動向は、昨年度中国武漢で発生した、新型コロナによる経済対策として、臨時交付金等の種々の取組がされている状況にあります。多くの地域が、新型コロナ対策と経済対策に取り組まれているものの、北海道における経済指標は一向に好転していない状況であり、特に岩内町における経済指標は民間企業及び地域住民の疲弊は、ますます高まっているところであります。

本年度の執行方針では、人口減少と高齢化、更に新型コロナにより雇用や民間投資に大きな影響を及ぼしていると述べられており、本町においても、人口減少に伴う地方交付税や町税収入減少に厳しい財政運営となっているとしておりますが、社会資本整備の経済対策は、景気に大きな効果が期待出来る事から、積極的な投資が、強く望まれているところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1項目は、町の歳入の中でも、大きなウエイトを占めている普通交付税は、年々減少の傾向にあり、本年度は微増の計上となっておりますが、昨年発生した新型コロナ、更に人口減少などが進んでいる状況において、特別交付税・普通交付税の確保が今後益々厳しくなると思うが、どの様に分析し見通しを立てているのかお伺いいたします。

2項目は、自治体が借金をして、翌年度以降に交付税算入される臨時財政対策債の発行可能額は、今後どの様に推移するのかお伺いいたします。

3項目は、財政調整基金は町の貯金として位置づけられているもので、弾力的な財政運営をするため、他町村では多額の基金が積み立てられていることからしても、今後最重要課題と思われるが、どの様な対策を考えているのかお伺いいたします。

4項目は、町財政の健全化を図るうえで、問題になるのは、公債費償還費の増加であると考えられ、町債残高は近年徐々に減少して来ている状況にあります。そこで、令和2年度末における、地方債残高はどの程度か。また、令和3年度以降の公債費償還元金のピークの状態をお伺いいたします。更に、財政の健全化に向けたどの様な方針で財政運営を行って行くのか。その取組として、行政改革をも視野に入れた中長期計画を示すべきと思われるので、お伺いいたします。

5項目は、経常収支比率は、地方公共団体の経常的一般財源の硬直度あるいは、

逆に言えば余裕度をもって示すものであり、通常財政構造の良否を判断する指標となっておりまして、岩内町の経常収支比率について、直近3年間の数値をお知らせ願います。また、数値の判断で80%を著しく超える地方公共団体は財政硬直化していると考えなければならないとされておりますが、どの様に判断され取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、地方交付税の分析と今後の見通しについてであります。

令和2年度の普通交付税につきましては、対前年度比で約1億800万円の増となったものの、補正係数の増減等の影響もあり、予算額を約9,700万円下回る算定結果となったところであります。

また、令和3年度では、国勢調査人口速報値が算定に使用されることに伴い、基礎数値の減による影響が予想されることから、普通交付税は、対前年度比で、1億5,500万円の減、また、特別交付税については前年度と同程度の予算計上としております。

今後の地方交付税の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方交付税の原資となる国税の減少という、依然見通しの立たない特殊要素に加え、国が示す地方財政計画の見通しの厳しさや、本町の人口減といった要素もあり、現時点では、今後も厳しい状況が続いていくものと考えております。

2 項めは、臨時財政対策債発行可能額の今後の推移についてであります。

臨時財政対策債につきましては、地方の財源不足を国と地方が折半して補填する地方財政法第5条の特例地方債であり、元利償還金については後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるという性質の地方債であります。

発行可能額の今後の推移につきましては、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大による国税減収分への財源補填措置もあり、大幅な増額となっておりますが、令和4年度以降の発行可能額につきましては、国が定める地方財政計画により示されることから、現時点においては、見通しを立てにくい状況が続くものと認識しております。

3 項めは、財政調整基金の残高確保のための対策についてであります。

財政調整基金につきましては、災害や緊急的な財源補填等に備えて保有しておくことを目的としており、基本的には想定外の状況に対応するための基金という性質のものであります。

また、現在の基金残高につきましては、今定例会に議案として上程中であり、ます補正予算を含めた予算ベースの数値となりますが、約3,725万円となっております。

財政調整基金の保有額につきましては、法令等による基準や規模等は定められていないものの、一般的には標準財政規模の1割以上の保有が必要とされておりますが、2割程度を1つの目標に財政運営を進めている自治体もあると伺っております。

本町においても災害や緊急時への備えとして、積立・増額の必要性は十分認識しておりますが、まずは単年度収支の均衡を図ったうえで、一定程度の繰越金が生じなければ財政調整基金への積立は難しい実情もあり、今後は、現在作成しております中長期財政見通しを効果的に活用しながら、まずは事業の取捨選択・優先順位付け等を確実に実施していくことが重要と認識しており、職員間の意識の共有を図りながら、効果的かつ効率的な財政運営に努めて参りたいと考えております。

4 項めは、地方債の残高と償還見込額及び財政健全化に向けた運営方針についてであります。

令和2年度末における地方債残高見込みは、約95億1,900万円となっ

ており、また、令和3年度以降の公債費償還元金のピークについては、令和3年度の10億9,221万円が元金償還額のピークになると推計しているところであります。

このように、令和3年度に公債費償還元金のピークを迎え、加えて、社会保障関連経費や委託料を中心とした経常経費の増加により、義務的経費の抑制が困難な状況になりつつあるなど、今後も引き続き、厳しい財政運営が見込まれますが、財政の安定化は行政運営の基本であり、そのためにも人口規模に見合った財政運営への転換が急務となっております。

したがって、こうした不利な状況からの脱却を図り、中長期的な視点に立った持続可能な運営への転換を図るためには、現在作成中の中長期財政見通しによる優先実施事業の明確化や事業の取捨選択機能の強化のほか、事務事業の見直しについても、多様化する住民ニーズへの対応をはじめ、複雑かつ高度な専門性が求められる業務や複数の部署が関連する横断的業務の増加等に対応するため、最終目的を明確に定めた中での行政改革が必要不可欠となっているものと認識しております。

いずれにいたしましても、公共施設の適正な配置の実現を含め、人口規模に見合った効果的かつ効率的な財政運営の実現に向けては、更に一段階進んだ取組の必要性も認識しており、平成18年度の実施から一定期間が経過している新たな行政改革の実施も視野に入れながら、全庁挙げた取組を実践していかなければならないものと考えております。

5項めは、直近3年間の経常収支比率の状況と現状数値に対する認識についてであります。

経常収支比率の直近3年間の数値は、平成29年度では92.0%、平成30年度では94.8%、令和元年度では95.3%となっており、普通交付税額の増減によって影響を受けやすい性質はあるものの、近年は労務単価の上昇による委託料の増加や社会保障関連経費の給付費の伸び等が起因し、これらが上昇傾向を後押ししている状況にあります。

また、全道の状況を見ても、80%を下回るのは泊村など23団体にとどまり、反面、90%を超えるのは79団体と約半数近くを占めるなど、地方財政の厳しさを表す結果となっております。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率として使われており、数値が高くなるほど財政構造が硬直化し、経常経費以外に財源を充当する余力が無い状態を表すものでありますが、本町の数値も、収入の伸縮を図る自己調整能力が乏しく、弾力的な財政運営が難しい団体と判断される範囲に位置していると認識しております。

そのため、これまでも予算編成時における事務事業評価や一般財源ベースでの枠配分など、経常経費節減に向けて全庁的な取組を行って参りましたが、今後はこれまで以上に施設の維持・修繕費や固定経費などの経常経費の抑制に努める必要があるものと考えており、財政健全化に向け、積極的に取り組んで参ります。

2 道の駅の整備について

岩内町の道の駅は、北海道では二番目に古い道の駅で、主に観光案内所の要素が強く、物販などが小規模で、昨今の道の駅に対するニーズには対応出来ていないと思われ、早急な整備が望まれております。

本年度の執行方針では、再整備及び活用促進に向けた検討を進めると述べられておりますが、観光振興の観点からも重要課題と思われ、

そこで、全国各地の道の駅の取組を見ますと、六次産業化を取り入れた農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（二次産業）流通販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次の事業者が得ていた付加価値を、農業の活性化に結び付けようと、取り組まれているものであります。

また、岩内町に置き換えた場合、深層水という他にはない特殊性を生かした整備も考えられ優位性のある道の駅の整備が考えられることから、次の点についてお伺いいたします。

全国各地の優良な道の駅と比較した場合、全体の配置を見直し、更には運営面では六次産業化や深層水を取り入れた整備を進めるべきと思われ、今後の様に取り組まれるのかお伺いいたします。

2項目は、北海道横断自動車道の余市・倶知安間の整備も進んでおり、近い将来共和インターチェンジの供用開始も予定されていることから、観光振興にどの様に結び付けて行くのかお伺いいたします。

3項目は、町政執行方針で述べられている、道の駅検討会の開催状況と検討内容についてお伺いいたします。

4項目は、道の駅と関係の深いタラ丸市場の出店も当初より減少する中、今後改修整備をどの様に取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、全体配置の見直しと運営面での整備についてであります。

本町の道の駅は、施設の老朽化などに加え、他の道の駅ではスタンダードとなっている、駐車場とトイレの導線が一体でないことから、利用者目線でのニーズに対応できていない構造的な弱点を有しており、質の高いサービスを提供していくうえで、大きな課題があると認識しているところであります。

こうした課題を解決していくには、全体配置の見直しとして、道の駅周辺における大規模な再開発の必要性も想定されますが、当該エリアが中心市街地に位置することを踏まえ、都市機能や生活機能との連動も考慮した、面的な検討を緻密に重ねて行くことが必要であると考えております。

このため、町といたしましては、道の駅の再生が重要課題であるという認識のもと、周辺の既存施設の有効活用も視野に、歩行導線などの実証を行うトライアル事業に取り組み、引き続き効果的な施設配置に対する検討を進めてまいりたいと考えております。

また、運営面では、これまで岩内観光協会の取組により、道の駅施設内の物販事業に力を入れてきたところであり、水産加工品を製造する町内各社が趣向をこらし開発した、独自の岩内産商品を中心に商品ラインナップの充実を図っているほか、最近では、町内事業者と連携し新商品の開発にも積極的に取り組んでいるところであります。

こうした岩内観光協会の取組と合わせ、道の駅を核とした六次産業化や、海洋深層水を取り入れたブランド化による地域価値を高めることが非常に重要であることから、運営面における活用方法につきましても、今後、道の駅検討会などを通じて、道の駅及び周辺の再整備のあり方と合わせ、十分検討してまいります。

2 項めは、北海道横断自動車道の整備と観光振興についてであります。

高速道路の延伸により、本町の観光振興に期待される効果としては、道内のメイン市場である札幌圏からの移動時間の更なる短縮に加え、新たな視点として新千歳空港からの移動も容易となることから、道外および海外からの観光客の増加が見込まれるなど、旅行に伴う人の流れが大きく変わっていくものと考えております。

一方では、高速道路の整備により、道央圏全体の交通アクセスが改善されることに伴い、世界的に人気の高い倶知安・ニセコ方面への流出や、通過型観光化も懸念されるところであります。

こうした未来予測を効果的に観光振興の発展に繋げるためにも、本町の強みである海と山に囲まれた自然や景観、歴史・文化、食など、魅力ある観光資源の効果的な情報発信に努め、今後、運用を予定する観光マーケティング調査を活用するなど、ターゲットを想定したプロモーションを展開し、本町の更なる知名度向上に努めてまいります。

3 項めは、道の駅検討会の開催・検討内容についてであります。

道の駅検討会につきましては、平成27年度より、町および関係団体で組織し、これまで4回開催し検討を重ねる中で、道の駅の再生は今後の本町の観光振興にとって、大変重要な課題であるとの認識を共有してまいりました。

具体的な検討内容につきましては、先進的な道の駅との意見交換のほか、令和元年に実施した一般財団法人地域総合整備財団の専門家派遣事業では、道の駅

のみならず、中心市街地における様々な課題に対し、専門的見地から当地域の検証を行うなど、将来も見据える中で、既存施設の有効活用を主とした検討を進めてきたところであります。

4項めは、タラ丸市場の今後の改修整備についてであります。

平成9年に開設したタラ丸市場につきましては、出店者数も減少し現在は3店舗のみとなっているほか、周辺設備も老朽化が進んでいる現状にあります。

こうした状況も踏まえ、タラ丸市場につきましても、道の駅を含めた一体的な施設として位置付け、現状のタラ丸市場が抱えている課題を踏まえ、周辺道路・歩行導線を十分に検証した上で、道の駅と同様に今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

3 地籍調査の実施について

近年の地球温暖化に伴い、日本各地で異常気象の発生が年々増加傾向にあり、毎年大きな被害が出ており、この様な災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査等の推進を図る必要があるとしております。

岩内町国土強靱化地域計画の中では、地籍調査の実施取組を計画されておりますので、次の点についてお伺いいたします。

- 1 項目は、近隣町村の取組状況をまずお伺いいたします。
- 2 項目は、岩内町の実施取組状況をお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めの近隣町村の取組状況と、2 項めの岩内町の実施取組状況は、関連がありますので、併せてお答えいたします。

地籍調査は、昭和26年制定の国土調査法に基づき、市町村が実施主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量を行い、その調査成果として、地籍図及び地籍簿を作成するものであり、基準点に基づいた測量を実施するため、土地の境界杭の位置が地球上の座標値と結びつけられることから、万が一の災害の発生により現地の土地境界が不明瞭になった場合でも、その境界を復元でき、迅速な災害復旧に結びつくほか、土地境界を巡る個人間の問題解消にも繋がるものであります。

当町における地籍調査の対象面積は、町の全体面積70.6平方キロメートルのうち、国有林野や、大火後に行われた土地区画整理事業の対象区域などを除いた、27.23平方キロメートルとなっております。

地籍調査の、令和2年度における実施状況では、全道の9割を超える市町村が調査に着手しており、後志管内19町村においては、全対象地域完了済みが4町村、林野など土地利用の可能性が低い土地以外の完了済みが8町村、調査実施中が4町村、休止中が1町で、未着手は当町を含む2町となっております。

このため、令和2年3月に策定した岩内町国土強靱化地域計画において、地籍調査の実施を施策プログラムとして掲載したところであります。

しかしながら、本事業については、その必要性・有用性は理解しているものの、周辺自治体の実施状況を参考に、当町の面積規模から本調査事業に要する想定総事業費は10億から15億程度と想定され、事業費負担についても、国が50%、北海道が25%、町が25%とされ、このうち町負担分の8割が特別交付税措置されるものの、単年度あたりで、人件費を除き100万円規模の負担が見込まれます。

加えて、調査にあたっては、土地所有者や隣接者の立ち会いや交渉が、その都度必要となるなど、その困難さにより調査が進まず、事業期間が長期化する事例も多く、事業の継続的实施や人員体制の確保などの課題もあり、事業着手に至っていないところであります。

こうしたことから、計画には掲載しているものの、今後において、人員確保や大型事業の実施状況、町の財政状況などを踏まえた中で、その方向性を見極める必要があるものと考えております。